

「岐阜県文化芸術振興基本条例改正(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

- ・意見者数：1人
- ・意見件数：1件

	条項	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
文化芸術活動の取組及び機会の充実			
1	第7条 第1項、 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項において、「文化施設の活用に努める」の記載に、具体案がない。 ・第2項において、「文化芸術の鑑賞等の機会の充実」「必要な措置」とは何か不明である。 ・どの文も具体性に乏しい。 ・実現性が概念だけである。 ・このような条例は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、文化芸術の振興に関し、その基本理念及び基本となる事項を定めることとしております。 また、今回の改正において、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が基本計画を定める旨を新たに規定することとしております。 なお、計画を策定する際には、皆さまのご意見をお伺いすることとしており、引き続きご協力をお願いします。